

図書館名	ご質問・意見等	回答
山口県立山口図書館	研修実施要項(改訂2案)に「定員50名」とあるが、申込が50名を超過した場合受講者の選出は抽選で行うのか。また、その際は、県立・市町立を問わず、各都道府県から最低1名を選ぶのか。	【提案館（県立長野図書館）】 ご質問、有難うございます。 リアル参加の申込者数が募集人数を大幅に超過した場合には、調整させていただくことを想定しています。調整の方法は、実際にどのような形で出て来るのかを見て検討したいと存じますが、なるべく各都道府県からバランスよくなるような配慮は出来ると良いと考えます。
兵庫県立図書館	1 図書館の圏域サービス向上を考える研修の内容及び実施時期について (1) 研修の内容については、第2回理事会での協議を経て修正が加えられているが、依然として都道府県立図書館職員に特化した内容のように感じられる。この研修が、参加した市町村立図書館職員の資質向上にもたらす効果について、どのようにお考えなのかを、お聞かせ願いたい。 (2) 研修内容に関する市町村立図書館の意向確認は、今回の意見・質問等の聴取をもって終える予定であるのか、改めて意向確認を行う予定をもっているのかについて、お聞かせ願いたい。 (3) 今回の意見・質問聴取で、研修内容に関し、より明確に市町村立図書館職員の資質向上にも資する内容に修正すべきという意見等が多かった場合、再度、内容を変更するお考えがあるのかどうかを、お聞かせ願いたい。 (4) 上記(3)で、内容変更をお考えの場合、要項記載の6月実施は困難と考えるが、内容変更の場合に実施時期を延期するお考えがあるのかどうかを、お聞かせ願いたい。	【提案館（県立長野図書館）】 ご質問、有難うございます。 (1)都道府県立図書館職員に求められていることを市町村立図書館職員に知っていただくことにより、圏域サービスの向上にともに取り組むための双方の資質向上が期待されるのではないかと思います。 (2)令和7年度の試行に当たっては、今回の意見・質問等の聴取をもって市町村立図書館さまの意向確認とさせていただきたいと考えています。 (3)今回の意見・質問聴取で、研修内容に関し、より明確に市町村立図書館職員の資質向上にも資する内容に修正すべきという意見等が多かった場合は、元々の趣旨にご賛同いただけなかったと考え、全国公共図書館協議会の事業としての提案は残念ながら取り下げさせていただきたいと思えます。 (4)今回の研修企画について文部科学省所管課と相談するにあたり、参加館の負担軽減や会場の確保のため、「図書館司書専門講座」と連続して開催するのが効果的ではないかと考えました。このため、6月の開催が難しい場合は令和7年度の開催は見送らざるを得ないと考えています。 【全国公共図書館協議会事務局】 (2)今回は、協議事項のご判断に当たってのご意見・ご質問を受け付けておりますので、臨時総会が終了以降、事務局として再度実施する予定はありません。

兵庫県立図書館	2 研修の主催について 第2回理事会で示された研修要項では、文部科学省は共催とされていたが、臨時総会で示された修正後の研修要項では主催となっている。 この度の研修は、令和7年度に実施する場合でも、あくまで試行という位置づけと理解しているが、文部科学省が共同の主催者となることで、令和8年度以降に、全公図が主催を取り止めることが難しくなるというような支障が生じないのかについて確認したい。	【全国公共図書館協議会事務局】 ご記載いただいたとおり、令和7年度の研修はあくまで試行という位置づけであり、令和8年度以降については別途理事会や総会で改めてご議論いただく必要があると考えております。なお、ご指摘の懸念事項が生じないよう事務局からも文部科学省には十分説明してまいります。
兵庫県立図書館	3 令和8年度以降継続実施となった場合の予算措置について 仮に、この研修を令和8年度以降も継続することとなった場合、第2回理事会では事務局機能を外部委託する趣旨の説明がなされている。 全公図が令和8年度以降も引き続きこの研修を主催する場合、こうした外部委託経費を予算措置することは可能なのかについて、お伺いしたい。	【全国公共図書館協議会事務局】 令和7年度の研修はあくまで試行という位置づけであり、令和8年度以降については別途理事会や総会でご議論いただく必要があると考えております。協議に当たっては、運営の手法や予算措置等の協議もあわせて行う必要があると考えております。
兵庫県立図書館	4 全公図規約との関係整理について 全公図の規約第4条(目的)では、研修の実施は全公図の目的として挙げられていないが、規約の改正をお考えなのかについて、お伺いしたい。 規約を改正しない場合には、どのように現行規定の中で研修実施を読み込むかについて、お聞かせ願いたい。	【全国公共図書館協議会事務局】 今回の研修は、7年度の試行実施のため、規約は改正せず第5条「(4) その他目的を達成するために必要な事項」に基づく実施としております。8年度以降については別途協議が必要となりますので、研修事業として継続していく場合には、規約見直しについても協議が必要と考えています。
高山市図書館	県立長野図書館からの提案に賛同します。都道県立図書館(大図書館)と市区町村立公共図書館(中小図書館)とでは都道府県民対象、市区町村民対象サービスの提供という視点からではなく、基本的に役割が異なる場所があり、そのことに都道県立図書館の意識が高まるような研修を実施すべきである。長野図書館からの提案(仮)にある野末、豊田、小林氏もいろいろな視点からよい講師選択であると思う。	【提案館（県立長野図書館）】 基礎自治体と広域自治体の役割分担をふまえた上でのご意見、有難うございます。実現した場合は、いただいたご意見を踏まえた内容にしていきたいと考えています。

西海市立西彼図書館	研修は必要と思うので、旅費の確保が困難な場合を考慮してオンライン併用で市町村にも対象を広げていただきたい。	【提案館（県立長野図書館）】 ご意見、有難うございます。研修要項案にも記載の通り、講義部分はなるべく多くの方が参加しやすいよう、オンライン併用にしたいと考えています。また、当日アクセスが難しいケースに配慮し、アーカイブ視聴も検討したいと思います。 ただし、ワークショップ部分をオンラインで併用するには、人的体制等が厳しいので、今回の試行においては困難だと考えています。
岩城図書館	都道府県立図書館職員研修(仮)をオンライン研修等にて、全国の自治体職員が受講可能かをお伺いします。	【提案館（県立長野図書館）】 ご意見、有難うございます。研修要項案にも記載の通り、講義部分はなるべく多くの方が参加しやすいよう、オンライン併用にしたいと考えています。また、当日アクセスが難しいケースに配慮し、アーカイブ視聴も検討したいと思います。 ただし、ワークショップ部分をオンラインで併用するには、人的体制等が厳しいので、今回の試行においては困難だと考えています。
宮城県図書館	実施要項(改訂2案)において目的や対象者を修正し、お示しいただいたところですが、国において実施している「図書館司書専門講座」との違いをどのように考えていらっしゃるか御教示お願いします。	【提案館（県立長野図書館）】 ご質問有難うございます。とても重要なポイントだと思います。 今回ご提案した研修は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」のうち、特に都道府県立図書館に求められている事項を取り上げ、個別の図書館単位ではなく、圏域全体の図書館の向上を図る、圏域サービスの事業構築に内容を特化しているところが、「図書館司書専門講座」との違いだと考えています。 この内容は、特に都道府県立図書館職員に求められる資質ではありますが、それを市町村立図書館職員が一緒に取り組んでいただくことに意義があると思います。また、全国公共図書館協議会が関連経費を支出するという点をふまえ、対象を拡げる改訂をさせていただいたという経緯がありました。

瑞穂町図書館	オンラインでの受講が可能なようでありがたいです。 時期的に町議会会期中である可能性が高いことから、アーカイブ配信があるとありがたいです。	【提案館（県立長野図書館）】 ご意見、ありがとうございます。研修要項案にも記載の通り、講義部分はなるべく多くの方が参加しやすいよう、オンライン併用にしたいと考えています。また、当日アクセスが難しいケースに配慮し、アーカイブ視聴も検討したいと思います。 ただし、ワークショップ部分をオンラインで併用するには、人的体制等が厳しいので、今回の試行においては困難だと考えています。
青森県立図書館	研修については、賛同です。なお、多くの図書館等においては、既に次年度の研修・事業計画が組まれていることを考慮すると、日程や人選などの調整が必要な場合も想定されます。	【提案館（県立長野図書館）】 ご意見、ありがとうございます。ご案内のタイミングが、予算編成後になってしまい、申し訳ありません。試行という形を取らせていただく想定で、柔軟に対応できればと思います。
大阪市立中央図書館	【質問1】 改訂2案では、標題を、「図書館の圏域サービス向上を考える研修実施要項」、研修目的に「自ら考え、協働できる図書館職員の育成を図ることを目的として、都道府県立図書館と地域の市町村立図書館との連携を深め、圏域サービスの向上を考える」と記載されています。 しかしながら、研修内容の講義名をみると、「総論:都道府県立図書館の使命から考える一求められる図書館像」や「都道府県立図書館のありかた:最新動向のまとめと論点整理」と記載されており、都道府県立図書館の職員を対象とした研修内容と理解せざるを得ないと思います。都道府県立図書館職員と、市町村立図書館職員が、「ともに自ら考え、協働し、連携を深めて圏域サービスの向上を考える」内容にできないのでしょうか。	【提案館（県立長野図書館）】 ご質問有難うございます。 おっしゃる通り、都道府県立図書館職員と、市町村立図書館職員が、「ともに自ら考え、協働し、連携を深めて圏域サービスの向上を考える」という場が必要だということは、痛切に感じております。 過去に3回開催された都道府県立図書館サミットは、まさにそのスピリットに基づいてさまざまな立場の有志が集まって開催したものだと考えており、今後もそうした場を作っていく必要性はとても大きいと考えております。 今回のご提案は、こうした経験も踏まえて、より特化した研修の場も必要ではないかと考え、有志で検討したものです。 研修内容に関し、より明確に市町村立図書館職員の資質向上にも資する内容に修正すべきという意見等が多かった場合は、元々の趣旨にご賛同いただけなかったと考え、全国公共図書館協議会の事業としての提案は残念ながら取り下げさせていただきたいと思います。

大阪市立中央図書館	【質問2】 都道府県立図書館を対象とした職員の研修について、その実施を否定するものではありません。しかし、理事会での議論を経て、全公図として実施するにあたり、対象を市町村立図書館職員にも広げるとされながら、質問1のとおり、改訂2案の研修講義名では、都道府県立図書館を対象とした研修に市町村立図書館も参加してよい、といった受け止めにしかならないと考えています。この講義内容では、市町村立図書館職員の参加意欲も沸かないのではないのでしょうか。 仮に改訂2案の内容として実施し、受講した場合、市町村立図書館の職員には、具体的にどのような効果・フィードバックがあるのか示していただきますようお願いします。また、質問1で述べた内容を含むのであれば、要項において、そのことがわかるようにしていただきたいと考えます。	【提案館（県立長野図書館）】 ご質問有難うございます。とても重要なポイントだと思います。 今回ご提案した研修は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」のうち、特に都道府県立図書館に求められている事項を取り上げ、個別の図書館単位ではなく、圏域全体の図書館の向上を図る、圏域サービスの事業構築に内容を特化しています。 このため、特に都道府県立図書館職員に求められる事項を取り上げておりますが、それを市町村立図書館職員が共に学び、一緒に取り組んでいただくことに大きな意義があると考えております。なお、都道府県立図書館職員がこの研修を受講した後に、それぞれの圏域の事情に合わせて、市町村図書館の皆さまと共に語り合う場を創出する、ということも期待されるのではないかと思います。 臨時総会においてこうした趣旨にご賛同いただけない場合は、全国公共図書館協議会の事業としての提案は、残念ながら取り下げさせていただきたいと思います。
------------------	--	---

大阪市立中央図書館	【質問3】 全国公共図書館協議会の分担金については、各都道府県に割り当てられていますが、大阪府では、大阪府および府内各市町村の分担金による大阪府公共図書館協会の歳出となっております。 理事会でも発言したように、全国公共図書館協議会の分担金の支出を行っている各市町村において、各市町村の財政当局はもとより市町村民から、各市町村立図書館が、「都道府県立図書館職員のための研修に何故、市町村が分担金を負担しないといけないのか」説明を求められた場合、説明に窮することとなると考えます。 何故、都道府県立図書館の職員を対象とした研修に、我々市町村も分担している全国公共図書館協議会の予算から支出しなければならないのか、教えてください。 また、都道府県立図書館の職員を対象とした研修を実施するのであれば、当該都道府県立図書館が、別途費用負担すべきと考えますが、いかがですか。	【全国公共図書館協議会事務局】 ご指摘の点については、重要な点として理事会でもご議論があったと承知しております。理事会での採決では意向が分かれてましたが承認が上回ったため、今回臨時総会を開き、各会員のご判断を仰ぐことになりました。理事会の協議経過等は参考資料として添付いたしましたので、それらも参考のうえ、ご判断のほど、よろしくお願いいたします。
大阪府立中央図書館	(1)総会資料について 議案資料(「1 協議事項」)では、研修実施要項案(「当初案」(別紙2-2))を含む県立長野図書館様のご提案が理事会で承認されたような記述となっております。理事会で当初案が承認されたのであれば、「改訂2案」(別紙2-1)はどういう位置づけの資料でしょうか。 逆に、当初案として示された研修内容は理事会で承認されていないということであれば、「改訂2案」は理事会での議論を受けた修正案になるかと存じますが、この案は理事会に提出されておらず、理事会での確認・承認は行われておりません。また、理事会では、提案資料の修正と総会資料の取扱いについて会長に一任するといった確認も行われておりません。 規約第10条第4項では、総会に提出する議案は理事会の審議事項である旨規定されておりますが、理事会で確認・承認を行っていない資料が総会での協議事項の資料となり得るのでしょうか。	【全国公共図書館協議会事務局】 第2回理事会では、提案館からの提案事項を受け、「全国公共図書館協議会規約第5条「(4) その他目的を達成するために必要な事項」として位置づけ、提案事項の研修講師に関する費用負担について、令和7年度予算から支出することとし、費用を支出するために、主催団体のうちのひとつとなるかどうか」を協議していただいたところです。 提案館による資料は協議事項と密接な関係はありますが、協議事項の直接の対象とはしなかったため、「当初案」(別紙2-2)の要項への第2回理事会での意見を反映したものを提案館が「改訂2案」(別紙2-1)として作成し、両資料を臨時総会での判断材料として添付させていただきました。分かりにくくて大変申し訳ありませんでしたが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

大阪府立中央図書館	(2)研修内容について 全公図は、都道府県立図書館と市町村立図書館のすべての公共図書館が構成員ですが、別紙2-1「改訂2案」では、1ページ目の目的やテーマ、対象の記述では市町村職員の参加も考慮されているように見受けられるものの、2ページ目の「研修内容」は都道府県立図書館を銘打ったプログラムとなっており、圏域サービス向上に向けた市町村職員の問題関心に応え、当事者意識をもって参加できる構成にはなっていないように思われます。全公図事業として取り組んでいくのであれば、単に市町村職員も参加できるということではなく、市町村職員も参加する意義が感じられ、都道府県と市町村の職員がともに学び相互理解を深められる研修となるよう、加盟団体の意見を取り入れてさらに研修内容を見直す必要があるものと考えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。	【提案館（県立長野図書館）】 ご質問、有難うございます。 今回ご提案した研修は、特に都道府県立図書館に求められている事項を取り上げ、個別の図書館単位ではなく、圏域全体の図書館の向上を図る、圏域サービスの事業構築に内容を特化しています。 このため、特に都道府県立図書館職員に求められる事項を取り上げておりますが、それを市町村立図書館職員が共に学び、一緒に取り組んでいただくことに大きな意義があると考えております。 なお、都道府県立図書館職員がこの研修を受講した後に、それぞれの圏域の事情に合わせて、市町村図書館の皆さまと共に語り合う場を創出する、ということも期待されるのではないかと思います。 臨時総会においてこうした趣旨にご賛同いただけない場合は、全国公共図書館協議会の事業としての提案は、残念ながら取り下げさせていただきたいと思います。
-----------	---	---

大阪府立中央図書館	(3)文部科学省との役割分担について 別紙2-1「改訂2案」では、「主催:文部科学省、全国公共図書館協議会」と記載されていますが、文科省と全公図との役割分担、特に費用負担の分担の詳細について、文科省とどのように調整されておられるのでしょうか(研修会場や必要な設備・機器等は、文科省が提供されるのか等)。	【提案館（県立長野図書館）】 「改訂2案」作成段階では、「主催:文部科学省、全国公共図書館協議会」の役割分担は、以下の通り整理しておりました。 ・文部科学省：研修開催の通知、研修会場及び設備・機器等の確保、企画案や評価への助言 ・全国公共図書館協議会：講師旅費の費用支弁 これに加えて、研修内容にどこが責任を負うのかという論点が提示されました。また、講義部分をオンラインで配信するにあたり、県立長野図書館のZOOMアカウントを試行時の措置として使用することを想定しております。これらの経緯を踏まえて、県立長野図書館を何らかの形で開催主体に加えるのが合理的ではないかのご提案を事務局よりいただきました。これを受けて、以下の役割分担にしてはどうかと考えております。 ・主催：文部科学省：研修開催の通知、研修会場及び設備・機器等の確保、企画案や評価への助言 ・主催：全国公共図書館協議会：講師旅費の費用支弁 ・共催（もしくは協力）：県立長野図書館：研修内容の取りまとめ（講師4名で企画）、講義部分のオンライン配信 【全国公共図書館協議会事務局】 令和7年度の研修について全国公共図書館協議会に依頼されているのは、「全国公共図書館協議会が主催団体のうちのひとつとなり、研修講師に関する費用（講師旅費・宿泊費）を令和7年度予算から支出すること」と認識しており、この範囲で対応いたします。
大阪府立中央図書館	(1)総会資料について 今回の総会資料については、規約に基づき、総会への提出に先立って、理事会で十分に審議を尽くすべきでなかったかと存じます。	【全国公共図書館協議会事務局】 計画された研修の日時に伴う時間的制約もあり、今回の臨時総会開催の設定となりました。今後は、今回のご指摘も踏まえ事務局として議事の運営に努めてまいります。

大阪府立中央図書館	(2)スケジュールについて 理事会においてもさまざまな意見が出されており、案のスケジュールではあまりにも準備期間が短いように思われます。 6月開催ありきのスケジュールではなく、研修内容や実施方法を見直して6月27日開催予定の総会で確認のうえ下半期に実施するなど、実施時期を再考すべきではないでしょうか。	【提案館（県立長野図書館）】 ご意見、有難うございます。 今回の研修企画について文部科学省所管課と相談するにあたり、参加館の負担軽減や会場確保のため、「図書館司書専門講座」と連続して開催するのが効果的ではないかと考えました。 このため、6月の開催が難しい場合は令和7年度の開催は見送らざるを得ないと考えています。
-----------	--	--